

3 性暴力としてのセクシュアル・ハラスメント

3.1 セクシュアル・ハラスメントとは何か

3.1.1 定義〔再確認〕

・広義(C.Mackinnon):「それを拒絶する立場にない人に対して向けられた性的関心」(「立場」が含意する「組織」は職場だけではなく学校なども含む。)

・やや狭義:「組織内での地位関係に基づく望まれない性的関係・性的環境の強制」

3.1.2 合州国「雇用機会平等委員会」(EEOC)のガイドライン

「不快な性的接近、性的行為の要求、ならびに性的性質を持つ口頭もしくは身体上の行為は、以下のような場合、セクシュアル・ハラスメントを構成する。

(i)かかる行為への服従が、明示もしくは黙示に、個人の雇用条件を形成する場合、

(ii)かかる行為への服従もしくは拒絶が、その個人に影響する雇用上の決定の理由として用いられる場合、

(iii)かかる行為が、個人の職務遂行を不当に阻害し、または、脅迫、敵意もしくは不快な労働環境を創出する、目的または効果を持つ場合」

(i)(ii)→代償型(Quid Pro Quo)

(iii) →環境型(Hostile Work Environment)

3.1.3 典型的なセクシュアル・ハラスメント・事例集

3.1.4 セクシュアル・ハラスメントになりやすい行為・事例集

3.2 日本における現状

3.2.1 『日経Woman』「男女ビジネスマン1300人実態調査」(1989年10月)

3.2.2 京都での「スクール・セクハラ実態調査」調査

(1999年度の1学期に京都府下数校、高2の女子(回答数409人)の調査結果の一部。1999年10月発行の「性教協京都サークルニュース」No.80を参照)

▽「あなたはスクールセクハラを体験したことがありますか。」

ある 校内 45人(11.0%) 校外 50人(12.2%)

ない 校内 364人 校外 359人

▽「セクハラの内容は次のどれですか。」

身体にさわられた 28人(62.2%)

▽「どこをさわられましたか」*()内は人数

胸(7)おしり(4)肩(4)足(4)腰(3)太もも(3)頭(3)手(2)抱き付かれた(2)おなか(1)股間(1)背中(1)あご(1)うで(1)体全体(1)ブラ線を外された(1)

▽自分が性の対象でしかないような言葉をかけられた。13人(28.9%)

▽「どんなことばでしたか」

胸が大きい(3)パンツが見えてる(3)ホテルに行こう(2)一緒にどこか行こう(1)やらして・やろう(2)胸さらせて(1)色っぽいね(1)女おんなしてる(1)そそられる(1)ブラジャー見えたで(1)エロい顔(1)体つきの事(1) 無回答(1)

▽セックスをせまられた 5人(11.1%)

▽「その他…よかったら詳しく、内容を教えてください。」

毎日電話がかかりストーカーをされた。身体検査の時、もうちょっと痩せてもええんとちゃうかと言われたのが嫌だった。一回俺の前で裸になってみーひん。今からセックスしてもいい?その他3人

▽「誰にされましたか。」

〔A〕〔B〕両方から選択してください。

男の先生 23人(51.1%) 男子の先輩 4人(8.9%) 男子同級生 17人(37.8%)など

3.2.3 事例集

3.3 性暴力と社会

3・3・1 性暴力をめぐる「言説の闘争」——「告発＝問題化」と「正当化＝無化」

◆資料

2-1-2001.03.29 TS大学事件控訴審(宮城)

教授X男が、学生時代から指導をし、現在は部下でもある副手A女を夜9時過ぎに駅まで自動車を迎えにくるよう呼び出し、車中で性交を強要したことに對して、700万円の支払いを命じた原審を変更して、230万円の支払いを命じた事例。

[裁判所] 仙台高裁 [年月日] 2001(平13)年3月29日判決 [出典] 判例時報1800号47頁

[上訴等] 最高裁2001年12月21日決定(上告棄却・不受理)

一審:仙台地裁1999年6月3日判決(700万円)2-1-1999.06.03

関連裁判:2-1-2002.03.14

[事実の概要] 教授X男が、学生時代から指導をし、現在は部下でもある副手A女を夜9時過ぎに駅まで自動車を迎えにくるよう呼び出し、車中で性交を強要した。

[原告の請求] 1,177万円。

[判決の概要] 230万円。「本件行為は計画的なものではなく、X男が夜遅くA女と狭い車内で話すうち衝動的に行われた多分に偶発的なものといえることができるが、X男はA女がX男を信頼し、また、その指示・要求に従わざるを得ない立場にあるのを不当に利用して本件行為に及んだものといえるべきであって、その行為は非難されなければならない。しかし、A女の行動も無警戒にすぎ、本件現場においても、A女がX男の要求を断固として拒否する態度に出たならば本件行為にまで至らなかったものといえることができる」。

[ひとこと]

裁判官は、被害者が断固と拒否する態度に出たならば防げた、との個人的かつ希望的倫理観を押し付けるだけで、近年の研究から明らかな——研究以前に多くの女性にとっては経験則であるが——性被害者の心理状態および被害時に取り得る行動については、まったく理解していない。「能力を腐らせて家族の肥やしになることも考えろ」と女性の司法修習生に教官(裁判官)が述べてしまうように(大谷恭子『共生の法律学』259頁〔有斐閣・2000〕)、女性(他人(男性))に従ってこそ、とする社会規範が支配的であることを、承知しているはずであろうに、本判決のような一部の裁判官はなぜ、女性が性的攻撃を受けたときだけ、いやならば反撃すべきだ・できたはずだ、とけしかけるのだろうか(1-1-1996.04.26も同様)。女性は男性に従うべし、と、いやな男性には反撃せよ(それが貞節な〔保護に値する?〕女性だ)、との相反する規範に挟まれている女性にとっては、ふたつの規範を内面化しているほど、性的侵害を受けたときにどちらの規範に従うべきか迷い、混乱してしまうので、対応を即断できない。その男性を好きか嫌いかで規範を選択・行動を決定できるはず、と裁判官は思っているのかもしれないが、どちらでもない男性(知人のほとんど)や、尊敬しているが性的接触は望まない上司・教師等に対しては、どちらの態度を取るべきなのか、行為の意外性に驚愕していることもあって、瞬時に断することができない。このような心理状態を理解せずに被害者を非難する本判決に対しては、最高裁の判断が注目されていたが、不受理の決定が下され、この控訴審判決が確定してしまった。

(http://www.geocities.jp/gender_law/hanr/sexhara/2-1-2001.03.29.htm 2007年11月25日閲覧)

◆「原因」をめぐる闘争 ～被害者にも落ち度がある? 被害者のほうが悪い?

◆「正当化＝無化」のためのレトリック～「被害者の視点」の無効化

- ①セックスに強制力はつきもの
- ②性のロマン主義的定義や「大らかな性」の押し付け
- ③女の言うことは信用できない
- ⑤「性欲の暴発」→男性の「責任」の無化→挑発した女性(=被害者)への帰責

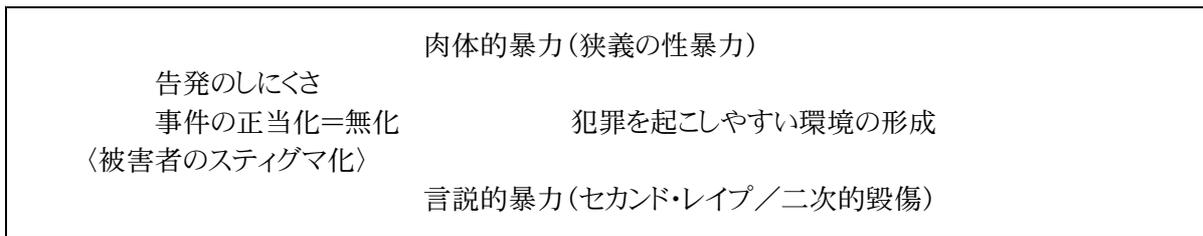
→ こうしたレトリックが成功すれば《加害者／被害者逆転の構図》が生まれる。

3・3・2 被害者の〈スティグマ化〉と〈帰責＝加害者化〉

顕在的規範	誘惑する主体＝男性＝加害者	誘惑される客体＝女性
↓		
潜在的意味	誘惑される客体＝男性＝被害者	誘惑する主体＝女性＝加害者

3・3・3 性暴力の二つの次元:「物質性」と「言説性」

◆性暴力における〈物質性〉と〈言説性〉との結びつき



～言説的暴力が肉体的暴力に後続し、その効果によってまた肉体的暴力が支えられる、という循環。

3・4 性暴力とどうたたかうか

3・4・1 「性的自己決定権」の確立

3・4・2 「性暴力」の彼方へ

◆「性」(セクシュアリティ)そのものが「暴力」的なものかもしれない?

～不当な力という意味ではなく、人間存在に内在する、何か荒々しく、「死」に結びつくような力として。

4 ドメスティック・バイオレンス

4・1 DVとは何か

4・1・1 定義

「夫や恋人など親しい間柄にある相手からの暴力」

4・1・2 配偶者からの暴力の防止及び保護に関する法律(DV防止法) (平成12年制定、16年改正)

◆資料

「第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力(身体に対する不法な攻撃であつて生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。)又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動(以下この項において「身体に対する暴力等」と総称する。)をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。」

4・1・3 さまざまなDVの形態

◆参考:千葉県総合企画部男女共同参画課ウェブサイト

https://www.pref.chiba.lg.jp/syozoku/b_dankyou/main/dv/whatsdv2.html#law

◆身体的暴力

- ・小突く
- ・殴る
- ・蹴る
- ・殴るふりをする
- ・包丁を突きつける
- ・ものを投げつける
- ・髪を引っ張り、引きずりまわす
- ・タバコの火を押し付ける
- ・首を絞める
- ・階段から突き落とす

◆精神的暴力

- ・何でも従えと言う
- ・発言権を与えない

- ・交友関係や電話の内容を細かく監視する
- ・外出を禁止する
- ・何を言っても無視する
- ・人前で侮辱する
- ・大事なものを捨てる、壊す
- ・罵詈雑言を浴びせる
- ・夜通し説教をして眠らせない

◆経済的暴力

- ・生活費を渡さない
- ・外で働くことを妨害する
- ・洋服などを買わせない
- ・家庭の収入について何も教えない
- ・家計を厳しく管理する

◆性的暴力

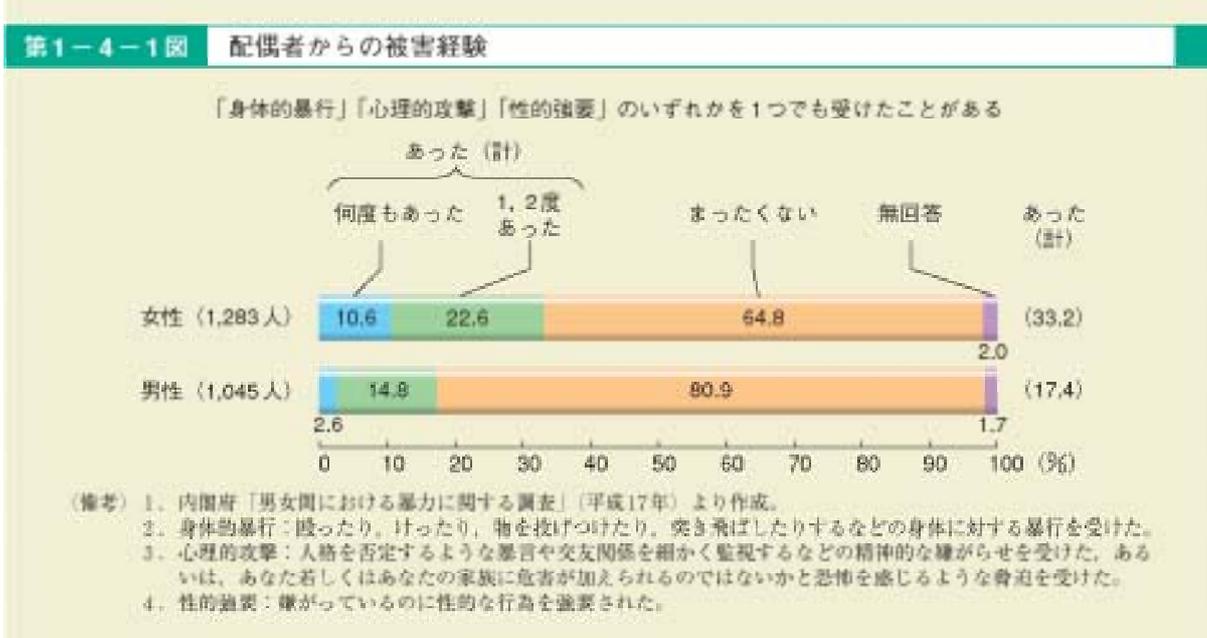
- ・見たくないのにポルノビデオを見せる
- ・脅しや暴力的な性行為
- ・避妊に協力しない
- ・中絶の強要
- ・子どもができない事を一方的に非難する
- ・性行為の強要

◆子どもを巻き込んだ暴力

- ・子どもに暴力を見せる
- ・子どもを危険な目に遭わせる
- ・子どもを取り上げる
- ・自分の言いたいことを子どもに言わせる
- ・子どもに暴力をふるうと脅す

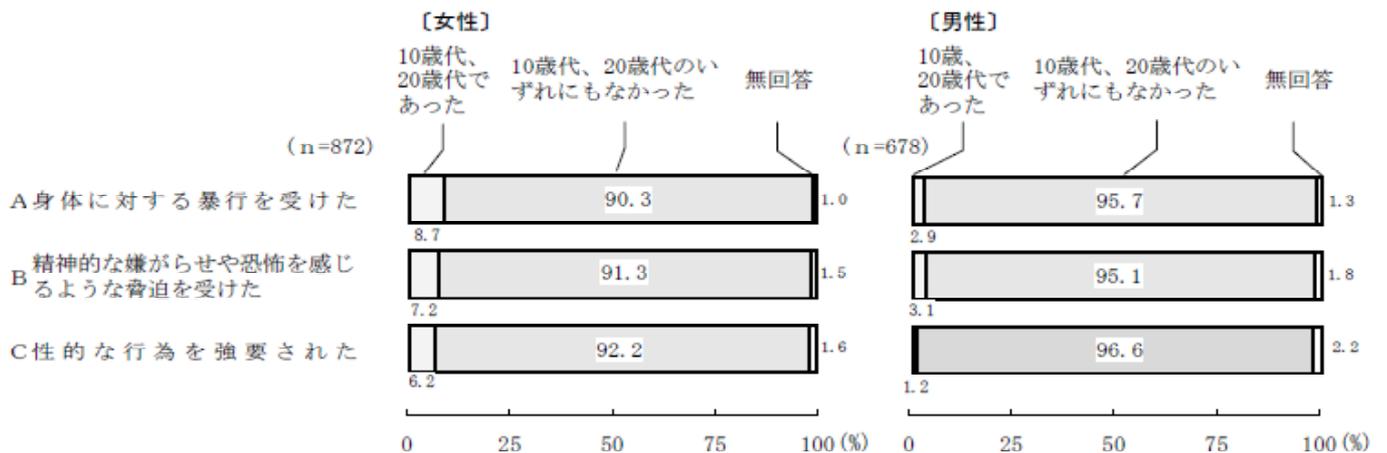
4・2 DVの実態

4・2・1 内閣府「男女間の暴力に関する調査」概要版(平成17年=2005年)より



(内閣府「男女共同参画白書」平成19年より)

図11 交際相手からの被害経験



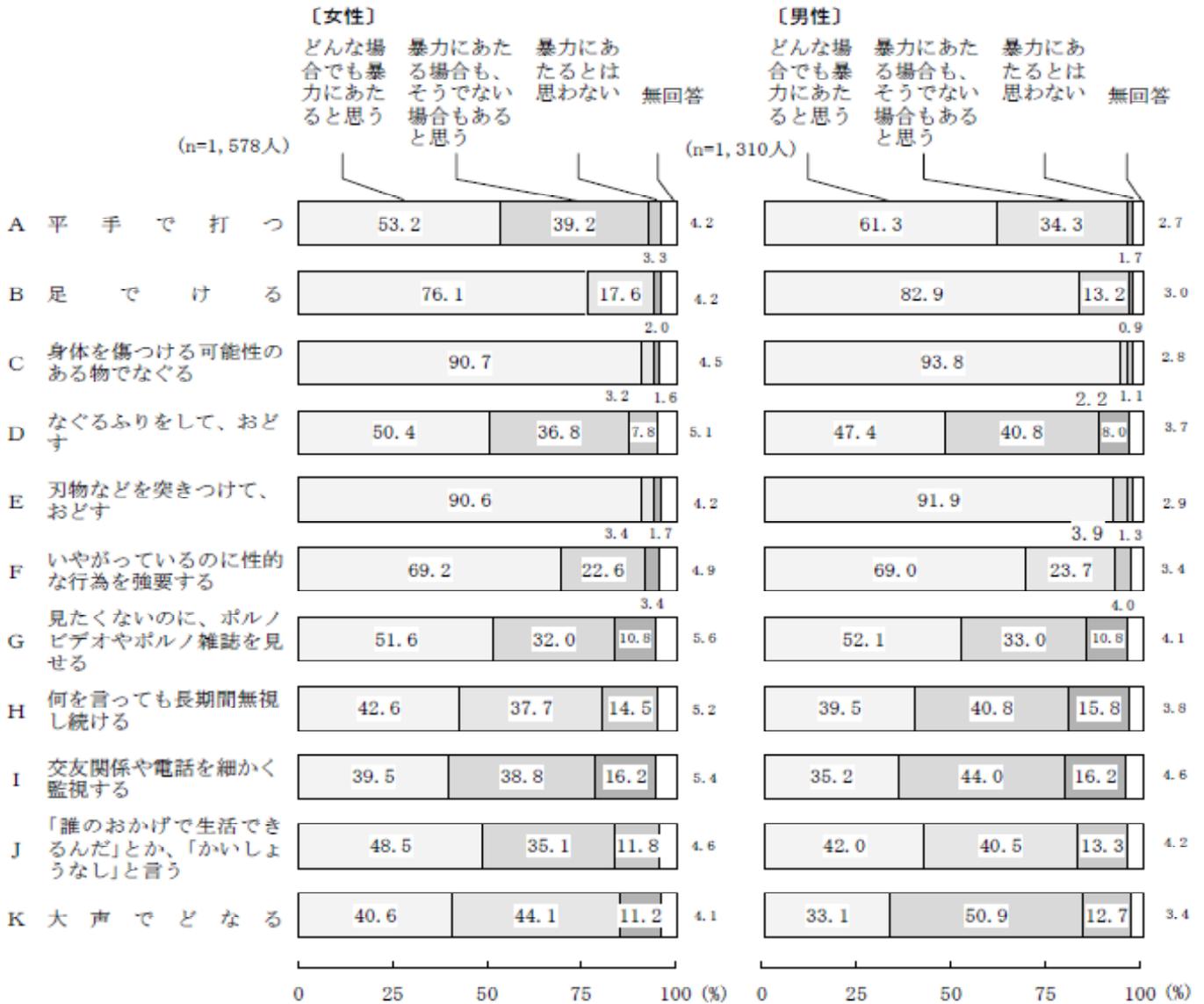
(内閣府「男女間の暴力に関する調査」概要版、平成17年=2005年)

4・2・2 デートDVへの認識を深めよう

4・3 DVに関する意識

4・3・1 DVに関する意識のジェンダー差

図2-2 夫婦間での行為における暴力としての認識（男女別）



4・3・2 被害者の苦境:「なぜ逃げないのか？」

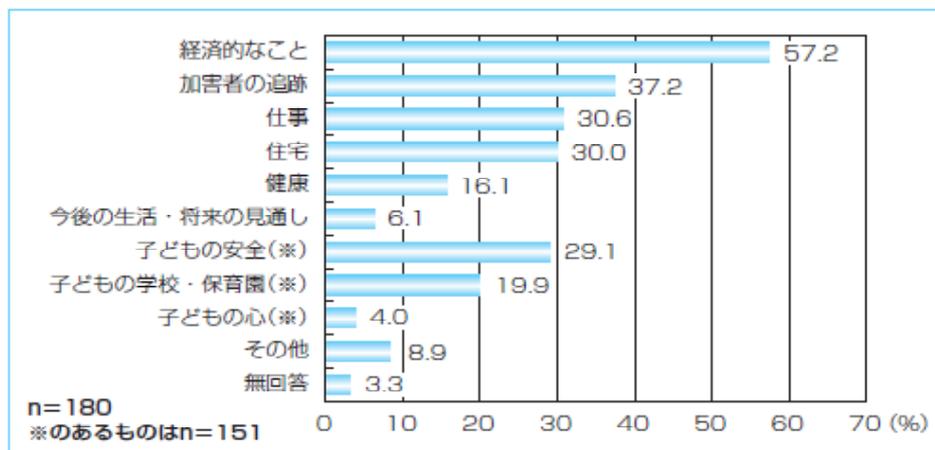
(1) 自立的な生活基盤の欠如

・相談窓口に来た被害者の半数以上が「経済的なこと」を不安に思っている。また、自分の仕事や住宅の問題とともに、子どもの安全や生活の確保について不安に思っている。

★子どもについては、「おまえが逃げたら今度は子どもに危害が及ぶからな」とか、逆に「子どもは全部自分のほうでとってしまふから」というようなことで脅す夫もいることが報告されている。さらに、実家をめちゃくちゃにする、助けてくれる友人に被害を与えるなど、さまざまな脅しが行なわれるという。

(小西聖子『ドメスティック・バイオレンス』白水社、2001年)

図5 相談者（被害者）が不安に思っていること（複数回答）



(東京都「配偶者暴力被害者支援ハンドブック」より)

(2) 心理的要因

☞ 中村正『ドメスティック・バイオレンスと家族の病理』作品社、2001年

◆レノア・ウォーカーによる「バタード・ウーマン・シンドローム」(殴られつづけている女性に共通の心理的症候群)の概念

- ①殴られている女性は自己評価が低い。
- ②伝統的な過程主義者で、家族の絆を重要視し、女性の性的役割について固定観念をもっている。
- ③加害者の行為について責任をとり、自分に非があると考ええる。
- ④罪悪感に悩んでいるが、彼女自身が恐怖と怒りを感じていることを否定する。
- ⑤社会に対して受け身であるが、それ以上の暴力を受けたり殺されたりしないように環境を操作する強さを持っている。
- ⑥重度の精神的重圧感があり、心理生理学的な苦情を訴える。
- ⑦加害者とセックスに基づいた親密な関係をつくりあげる。【暴力→蜜月期→暴力→……のサイクル】
- ⑧自分以外に自分の苦境を解決できる者はいないと信じている。【しかし実際にはどうすることもできない。→「自発的コントロールの喪失」→「学習された無力感」による支配:他人に相談したり、離婚するといった他の方法によって暴力から逃れることに気づかず、虐待が生活の一部となってしまう。】

4.3.3 加害者の特性:

◆中村の挙げる「バタラー(殴る男)の共通の特性」(中村前掲書、pp.100-101)

- ①家庭のトラブルの責任を、殴る対象となる相手に向かって転嫁する。
- ②相手の自立性を否定する傾向がある。
- ③妻を一人の人間として見るのではなく、シンボル(母役割)として見る傾向がある。
- ④結婚して生活し、夫婦でいることへの期待に固執している。
- ⑤妻が自分に対して魅力を感じ、必要としていると信じている。
- ⑥夫婦関係に於いて、親密な関係を築けないか、または歪んだ親密性しか築けない。

4.3.4 デートDVへの認識を深めよう